

日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 供出と米価をめぐる闘争

第四節 米価をめぐる闘争

米価決定をめぐる農民運動が供出闘争の一環であることは改めていうまでもない。国内農産物の低価格供出確保、高価な外国産農産物の大量輸入と、補給金による低価配給、これらは全て低賃銀維持のための一貫した政策に外ならない。五〇年度米価についても、昨年度と同様政府の意図する低米価に対し各農民団体の「生産費をつぐのう」「再生産を補償する」米価の要求が出され、陳情、示威、接衝等種々な形態で闘争が展開された。七月の日農統一派第四回大会においては石当り八、〇〇〇円要求が決議され、また九月八日農復日農主体性派、農青連、全農等一一団体の結成した米価対策協議会は正味五、八〇〇円(以上)を決定し早くより政府関係方面との前哨戦をおこなってきた。

一〇月五日には東京炭労会館において米価問題に関する労組、消費者団体代表の米価審議会委員候補と労組、婦人代表懇談会がもたれた。総同盟、炭労、主婦連、日教組、海員、国鉄、全硫安、全土建等の代表が日農、農復等のオブザーヴァーを加え懇談し、席上物価庁第二部長より政府の方針を聴き、労組側より生産費米価が主張され、主婦連の米価引上げ反対論などが出たが、結局生産費をつぐのう米価五、八〇〇円以上を要望する決議を行い、労農提携による米価闘争を展開することとなった。

九月一〇日現在における政府側米価(正味基本価格)案は、農林省五、三二一円、物価庁四、七五三円等で政府内でも対立したが、結局政府は五、二八〇円をもって総司令部との接しようを開始した。その算出基礎はパリティ指数一七八と基準米価二七・一六円の積に俵代一〇九円および過去三年間の奨励金の平均三三六円を特別加算したものであった。この米価は大体においてパリティ方式によりながら特別加算額によって農民側の要求をある程度確認したかの外観をとるきわめて政治的な米価であった。なお大蔵省が当初かなりの高米価五、五〇〇円を主張したのは、国際価格へのサヤ寄せ、輸入補給金の削減をねらった事である。

日農(統一派)本部は第四回大会その他機会あるごとに政府の「米価政策の階級的軍事的性格」を指摘し、八、〇〇〇円米価の要求と同時に消費者価格の現行据置きを主張した。(日農総本部通示達七〇号「米価及び供出闘争に関する方針」九・一五)また米価対策協議会はつぎのような声明書を発表した。

- 二五年度産米価に関する声明書
(前略)昭和二五年度産米生産者価格の決定に関するわれわれの基本的態度をつぎのとおり声明する。
- 一、米の生産者価格は少くとも再生産を可能ならしむる価格たること。
 - 二、米価は供出農家の限界生産費を基礎とし、農家所得の安定向上を可能ならしむること

き算定方式によって決定さるべきこと。

三、昭和二五年産米生産者価格は、正味石当り五、八〇〇円以上とすること。

四、包装費は石当り一五〇円以上としかつ早期供出奨励金については第一期々限の延長、無制限買入れを行うものとし、かつ超過供出奨励金は公約どうり基本価格の二倍とすること。

昭和二五年九月八日

米価対策協議会(外に、農復、日農、農青連等署名)

ついで九月一九日開催された全国農協代表者会議も五、八〇〇円米価と包装費一五〇円、奨励金は基本価格の二倍とすべき旨決議した。

一〇月二〇日には再び炭労会館に労働組合福祉対策中央協議会、労組、主婦連、農民団体の米価審議会委員と関係者の懇談会がひらかれ、前回と同様の生産者米価五、八〇〇円、消費者米価すえ置きを決議し、翌日代表より首相、農林、大蔵、安本、労働各省に声明書が手交された。

声明書

昭和二五年産米価の決定に当り政府は昨年末よりの生産者消費者団体の建設的要請に応えることなく旧来の方針に拘泥し、米価審議会を無視して一方的天下りのこれが決定を強行せんとしている。……政府の非民主的態度に猛省を求めざるを得ない。(後略)

米価対策協議会、農復、日農、全農、全農連、全指連、日教組、炭労、総同盟、国鉄
労組等四三団体署名

さて米価決定にあたり政府内部にも種々の対立意見のあったことは前にのべたが、来朝中のドッジ氏の食糧統制撤廃に関する日本政府への書簡(一一月一〇日)によって重大な影響をうけたことは明らかで、政府はこの回答で主食の統制を早急に撤廃するの意思なきことを公約せざるをえなかったが、同時にこれは窮乏化する農民にこれ以上の窮迫を強いることは政府としても不利益なこと、従って米価問題もさらに政治的考慮を必要とすべきことをさとらざるを得なかったと考えられる。政府はさきの五、二八〇円米価を変更し、パリティ方式によって算出された価格に特別加算額を加えた五、五二九円を総司令部と接衝済みの最終案として、これを延ばしに延ばした米価審議会に提示し、強引に押しつけんと図った。一一月二九日開催された審議会は政府の審議権無視の一方的態度に憤慨した委員の反対討論に初まり激烈な論戦ののち、ついに一四票対一票をもって政府案を否決し、石当り正味五、八〇〇円以上の米価を答申し、同時に五項目の建議を決定した。

建議

- 一、今回の米価審議会の開催経過にかんがみ今後審議権を尊重すること。
- 二、米価算定の基本方針の適正をはかるため調査機関を設けるなど特別の処置を考慮すること。
- 三、三等米及び四等米の価格差を縮小すること。
- 四、供出代金の支払いが遅延した場合は『政府契約の支払遅延防止に関する法律』を適用して利子を払うこと。
- 五、消費者価格は現行価格をすえおくよう努力すること。

日農統一派本部も一二月一日の声明書で、「生産者団体共同提案たる五、八〇〇円案を支持する」むね発表し、米価をめぐる農民団体の共同戦線が事案上形成されることとなった。

しかし一二月一三日主食消費者価格決定のための米価審議会における政府の中間報告により五、五二九円の政府案が近日中に決定されることが明白となり、ついに米価審議会答申は蹂躪せられ、農民団体の要求は政府の一方的決定によって葬られた。

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
